

( 別添 1 )

平成30年 5 月25日

総 務 大 臣  
野 田 聖 子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年 3 月23日付け諮問第3102号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定については、諮問のとおりとすることが適当と認められる。